項」に改める。

則

号 三月二十

令 和 六 年

二) 金

九日

曜

日

目

規

則

次

○規

則

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部改正・ 大分県厚生年金住宅貸与条例施行規則の廃止 …

大分県厚生年金住宅貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐

藤 樹

郎

大分県規則第四十九号

大分県厚生年金住宅貸与条例施行規則を廃止する規則

大分県厚生年金住宅貸与条例施行規則(昭和三十五年大分県規則第六十五号)は、 廃止す

附 則 る。

この規則は、 公布の日から施行する。

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐 藤

樹 郎

大分県規則第五十号

大分県県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県県立学校の授業料等徴収規則 (昭和三十四年大分県規則第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

第九条の二中「第三条第二項又は第十一条第四項」を「第三条第三項又は第十一条第八

令和六年三月二十九日

附

この規則は、公布の日から施行する。

大分県報号外(規則